

(役員の報酬等)

定款

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

定款細則

[2] 第8条第2項及び第21条第3項における「役員に対する費用弁償」については、評議員及び理事・監事選任時に必要な身分証明書など法人が理事及び監事に対し、必要と認める書類等に対する実費の費用弁償とする。

2 評議員会、理事会に出席した役員に、別表1に定める交通費を費用弁償する。